

## 7月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和3年7月28日(水) 午後2時00分～午後3時40分
- 2 場 所 西部地域センター 講座室1、2
- 3 出席者 教育長 渡辺 宜宏  
委員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり  
事務局 教育次長(岡本 聡) 教育総務課長(松本圭史)  
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)  
スポーツ・生涯学習課長(尾崎 修) 教育総務課長代理(木下靖義)  
学校教育課主任主査(辻村文美子) 学校教育課主任主査(内山さよこ)  
説明員 選定委員会委員長(西川 睦弘) 「歴史」説明員 (江間 昌史)
- 4 報 告 第16号 湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について  
第17号 湖西市立幼稚園の定数について  
第18号 湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について  
第19号 湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 5 議 案 第25号 令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について  
第26号 湖西市いじめ問題調査委員会規則の制定について  
第27号 湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について

午後 2 時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 3 年 7 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。  
報告第16号「湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第16号「湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」、湖西地区教科用図書選定委員会規約第3条の規定に基づき、下記の者を湖西地区教科用図書選定委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この委員会は、湖西地区教科書研究委員会の調査結果をもとに、湖西市内の小中学校で使用する教科用図書の採択案を建議するために設置されたものである。委員は5名、任期は第1回委員会の日から3月31日までとなっている。令和3年度については5名に委員を委嘱又は任命したので報告する。

なお、互選により、西川睦弘氏が委員長に、山下宗茂氏が副委員長に選任されている。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第17号「湖西市立幼稚園の定数について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第17号「湖西市立幼稚園の定数について」、湖西市立幼稚園規則（平成元年教委規則第5号）第3条の規定により、令和4年度からの湖西市立幼稚園の定数を下記のとおり定めたので報告する。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

公立幼稚園の1学級の定数はこれまで3歳児25人、4・5歳児は35人としていたが、小さい園においては人数の減少により、今後20人以上になる見込みがないことと、それ以上になる鷺津幼稚園においても、今年度は20人以下のクラス編成を行っており保育室数にも余裕があること、またこども園、保育園はもともと20人、30人の基準であることから、そちらに合わせることでどの園でも同様の保育・教育が受けられるようにしていく。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第18号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第18号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年問題協議会条例（昭和37年湖西市条例第17号）第3条の規定により、下記の者を湖西市青少年問題協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

地方青少年問題協議会法に基づき、湖西市青少年問題協議会を設置し所掌事務を行っている。協議会は委員25人以内をもって組織するとなっており、委員は17名である。新任委員は6名となり、役職者の変更に伴うものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第19号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第19号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第5条及び第6条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和3年7月28日提出  
湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

青少年の保護育成に関係ある機関及び団体が相互に連絡協調して、青少年に関する相談及び補導活動を総合的かつ効果的に推進し、青少年の健全育成を図ることを目的としている。協議会は委員15人以内をもって組織するとなっており、委員は12名である。新任委員は4名となり、役職者の変更に伴うものである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第25号「令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について」だが、この議案審議に入る前に、本議案の審議を公開することによって、教科用図書の採択期限である8月31日前に情報が漏れるおそれ及び各委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定及び湖西市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、本議案の審議につきましては非公開としたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

**(渡辺教育長)** 異議なしと認め、本議案の審議については非公開に決定した。

(傍聴者退席)

**(渡辺教育長)** 議案第25号「令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第25号「令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について」、湖西市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年湖西市教育委員会規則第5号）第2条第1項第15号の規定により、令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書を別冊のとおり採択したいので承認を求める。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西地区では、静岡県の基本方針に沿って「教科用図書選定委員会」及び「教科書研究委員会」を立ち上げ、調査研究を行ってきた。選定委員会の委員には、湖西市小中学校PTA連絡会の会長、令和2年度岡崎小学校PTA会長、湖西市校長会会長、校長会代表、学識経験者の5名の方を委嘱した。6月18日に湖西地区教科書研究委員会を開催し、7月8日に行われた湖西地区教科用図書選定委員会では、研究委員会からの調査報告を受け、採択案をまとめさせていただいた。本日は選定委員会での採択案をもとに審議いただき、令和4年度から使用する教科書を決定していただきたいと思う。なお、本日の決定事項については、採択期限が8月31日となっているので、それまでは口外しないようお願いする。

以上。

**(渡辺教育長)** ここで皆様にお諮りする。事務局から、教科の調査研究に関する報告を行うため、湖西地区教科用図書選定委員会委員長、説明員及び補助員の入室の許可について申出があった。これを許可することに異議ないか。

(異議なし)

**(渡辺教育長)** 異議なしと認め、選定委員会委員長、説明員及び補助員の入室を許可する。説明員の準備があるので、しばらくお待ちいただく。

(説明員・補助員入室・準備)

**(渡辺教育長)** それでは、まず、湖西地区教科用図書選定委員会の経過について、委員長である鷺津中学校の西川校長に報告をお願いします。

**(選定委員会委員長)** 7月8日に湖西地区教科用図書選定委員会を開催した。委員は、学識経験者として元湖西市教育委員会教育長の山下宗茂氏、保護者代表として湖西市小中学校PTA連絡会会長の山本優氏、令和2年度岡崎小学校PTA会長の大倉昌子氏、校長会代表・新居小の佐原哲之校長と私の5名である。採択の流れや調査研究の観点などについて確認後、代表者から調査研究報告を受け、採択案について協議した。採択案については、資料にまとめさせていただいている。審議をよろしく願います。

**(渡辺教育長)** 続いて、教科用図書の採択に関する全体的な説明を、事務局に求める。

**(学校教育課主任主査(辻村))** 別冊をご覧ください。小中学校で使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条とその施行令により、4年間同一のものを採択し、令和3年度用と同一の教科用図書を採択することとなっている。ただし、中学校歴史においては、自由社の「新しい歴史教科書」が、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることになったことから、採択替えも可能であり、採択権者の責任において公正かつ適正な判断を行うこととなっている。湖西地区では、「静岡県教科用図書の採択指導の基本方針」に沿って「湖西地区教科用図書選定委員会」及び「湖西地区教科書研究委員会」を立ち上げ、資料のような流れで、調査研究を行ってきた。本日は選定委員会での採択案をもとに審議いただき、令和4年度から使用する中学校の教科書を決定していただきたいと思う。よろしく願います。

以上。

**(渡辺教育長)** これまでの報告及び説明について、質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** それでは、続いて代表者から調査研究の報告をしていただく。報告を求める。

**(「歴史」説明員)** 社会科歴史教科書について報告する。昨年度、教育委員会において、7社の教科書の中から「帝国書院」の教科書が採択された。今回は、本年度から使用している「帝国書院」と新たに検定に合格した「自由社」を比べて報告する。

はじめに、帝国書院について報告する。内容面では、取り上げられている事項が標準的でバランスがよく、地図、年表、写真資料を効果的に使って学習内容に関連をもたせ、学習課題を捉えやすいように構成され、話し合い活動もしやすく構成されている。特長としては、例えば24ページのように、時代を大観するために必要な情報が集約された「タイムトラベル」は、習得した知識を活用して、その時代の特色を探る活動を通して資料活用の技能を高めるとともに、理解が深まるよう工夫されている点が挙げられる。また、31ページの「地域史」のように、中央の歴史だけでなく地域の視点から見ること、多面的に捉える工夫もされている点も良い点である。組織・配列・分量の面では、各節のはじめに、他の時代との比較や、世界史との関連が読み取れるページが多くあり、各見開きページの右にある年表が表記時間軸を意識したものであったり、見開きページの左に小学校の学習内容や他分野などは、既習事項との関連性も示されていたりもする。また、生徒の発達段階から考えた際、各章の最後のまとめには、思考力・判断力・表現力を高めるために「ステップ1」「ステップ2」のように丁寧に手順を示しながら学習が進められるように配慮されている。その他、各資料についても、大きくて見やすい点や、236ページの新聞記事の写真のように、資料につく説明や中の人物の特定、文字についても読み取りやすく、必要な解説がつけられている。以上のことから、バランスの良い内容で、生徒の歴史に対する興味・関心を高め、課題意識をもって主体的に学習に取り組む授業を進めていく上でも、工夫されている教科書だと考える。

次に、自由社の教科書について報告する。まず内容についてであるが、この教科書は、38ページのように日本の神話等にも詳しく触れ、また、248ページのように「外の目から見た日本」を取り入れるなどして、客観的な歴史の見方も補いながら、日本の歴史を中心に編集し、わが国の文化や歴史に対する自覚と愛着を深めるように編集された教科書といえる。また、取り上げられている事項が他の教科書に比べて詳しく、45ページの「十七条の憲法」等、文献資料が豊富でしかも詳しく記述されている。次に組織・配列・分量については、各ページの本文の行数が他の教科書に比べ数行多

く、また写真などの資料の数も多く、情報が豊富である。また、141、142ページの「もっと知りたい」「人物クローズアップ」等、その時代の特色を表す読み物資料が多く用意され、子どもの歴史に対する関心が高まるよう工夫がされている。また、帝国書院と同様、各見開きページの左下に年表が表記され、右下に「チャレンジ」を設け、時間軸を意識させたり、知識の定着や理解を深めたりできるように工夫もされている。最後に生徒の実態や発達段階に関しては、各章の始まりには年表にまとめた「予告編」で、小学校で学んだ人物を時系列で振り返り、各章の終わりには「まとめ図」として学習内容を整理し、次の時代につながられており、子どもが抵抗なく中学校の歴史学習を進められるように工夫されている。その他、資料については、サイズも大きく、豊富に配置されており、時代の全体的なイメージを持たせるとともに、丁寧な解説を通して理解が深まる工夫がなされている。

選定委員会においては、8社の教科書の中で「帝国書院」が最もふさわしいとの判断をした。

以上。

**(渡辺教育長)** ただいまの報告については、「帝国書院」と「自由社」の報告であったが、令和2年度の研究報告書に「東京書籍」「教育出版」「山川出版社」「日本文教社」「育鵬社」「学び舎」の報告が掲載されている。そちらもご覧いただき、質疑のある方は発言するように。

**(田中委員)** 中学歴史教科書は国の根幹に関わる非常にデリケートな点に触れる。保護者であった委員としての意見であるが、専門家ではないので多少理解が乏しかったら申し訳ない。新しい歴史教科書をつくる会が、自由社、育鵬社の教科書を発行している。どちらかが分離して2社になったと聞いている。平成9年、新教育基本法が制定され、戦後GHQの自虐史観のある教科書からの脱却。愛国心、道徳心を育む教科書を子どもたちへ届けようというコンセプトの下、発足したと聞いている。しかし20年以上経ってもなかなか移行できず、自虐史観が拭えない教科書を使用している。昨年の採択で少し疑問を感じてはいたが、例えば韓国併合のところにおいても「韓国併合」と言葉の上では記述されているものの、内容は対等ではなく、日本は侵略をしたというイメージである。字の読める人がほとんどいなかった韓国において、学校を作り、ハングル文字を読めるようにしたり、保健や建築技術を伝えたり、荒れ果てた土地も日本人が開拓していったことなどの事実は内容に含まれておらず、日本は侵略をした悪い国だというイメージを拭いきれないような内容である。帝国書院の記載はソフトな方だとは思いますが、例えば東京裁判におけるパール判事の日本無罪論について自由社には載っているが帝国書院には反映されていないなど、日本の子どもたちが誇りを持てる歴史内容を教えてあげられないところに疑問を持っている。現在、中国共産党独裁政権による台湾進攻の噂が高まる中、台湾が侵略されたら、日本も侵略される可能性があり非常に危険な状態にあると聞いている。隣国においては国名、文化、宗教がなくなってしまう地域もある。子どもたちが日本の歴史に自虐的な思いで誇りを持たず、国に対して愛国心を持たないまま成長し、自分たちの先祖は悪いことをしてきたのだという思いの中で、何も言えず国を明け渡してしまったらどうするのだと心配をしている。東大進学率が非常に高い名門私立中学校の教員においては自虐史観の強い学び舎の教科書を使っていると聞いている。優秀な子たちに日本を貶めるような内容を含んだ教科書を使い学んでいることを大変残念な事と思う。私立なので学校がそのスタンスであれば腹立たしくも仕方がないことだとは思っている。静大付属静岡中学校も帝国書院、浜松中学校は東京書籍である。受験のために県内同列の知識の中で学んでいく必要があり、踏まえて湖西市の帝国書院の採択は仕方がないことだと承知はしているが、子供たちにとって、受験のためだけで良いとはとても思うことができない。日大三島中学校は山川出版社である。昨年、自民党参議院の有村治子氏が従軍慰安婦にふれた内容が教科書に16年ぶりに山川出版社の教科書に載ったということの問題視して取り上げていらっしやう。先の名門私立中学校のようにスタンスが自虐史観であれば、国公立は対抗するべく自由社、育鵬社の教科書を使用し、自虐史観のある教科書で学んだ子供たちの歴史認識を正していくことができないものかと願っている。自民党発行の「新教育基本法が示す愛国心、道徳心を育む教科書を子どもたちへ」のプリントが手元にある。対中非難決議案も保留にしまい、不審を覚える今日ではあるが、そのような中、愛国心のある議員たちが、教育基本法等の改正や新しい学習要領の趣旨を踏まえた教科書改善に当たっての基本的な方向性を参考にして、教育委員会がこの趣旨を踏まえて公正に教科書を採択されることを強く望むということが記載され、自由社、育鵬社を推している。萩生田文部科学大臣も自由社推しということである。歴史の歪みなく、誇りを持って日本を守ってきた先人たちの思いを子供たちに伝える教科書であってほしいと思う。奴隷となっていたアジア諸国を欧米列

強から解放するために戦った戦争の事実、人道的でないことに対して戦った英霊の思いが伝わる授業であってほしいと思う。先生方は第二次世界大戦のドイツの奪う統治と日本の与える統治とは全く意味が違う事や南京事件は捏造であることなど教えてくださっているのだろうかと思う。子どもたちの受験という今だけが大事なのか、受験があることを盾に、子どもたちの将来を見据えていないのはいかがなものかと心配している。新教育基本法が示されているとおり、豊かな道徳心、愛国心を育てる歴史教科書にいつになったら変わることができるだろうかと思っている。

**(渡辺教育長)** 意見ということではよろしいか。

**(田中委員)** 今後のことを考えてもらえる機会なのではと思い発言した。

**(河合委員)** 十七条憲法のあたりで、帝国書院は聖徳太子の顔写真が出ていて聖徳太子伝となっているが、自由社では伝を使わずに聖徳太子の姿を使った者が聖徳太子であるとなっている。また幼名が少し載っているだけである。文部科学省で伝を使っただけの肖像画になったのではなかったか。

**(「歴史」説明員)** その点については委員会でも話題となった。帝国書院は伝となっており、自由社は聖徳太子の像として伝えられているとなっている。基本的には今、実際の聖徳太子かどうかかわからないというところではそんなにずれてはいないが、書き方としては違っている。

**(河合委員)** 文部科学省では伝で決定しているのか。

**(選定委員会委員長)** 文部科学省としてではなく、学術的に確定的ではないということである。

**(佐原委員)** 国の始まりを神話で始めている教科書と、そうでないものがある。気持ちには良くわかる。すぐには変わらないということもわかる。今学んでいる教科書でここは違うのではないかと、インターネットでいろいろな情報が出ていて、例えば南京事件については動画サイトを見ればいろいろなことが出てくる。それを見る側が精査するスキルが必要で、子どもたちに精査するというのを教えて欲しい。こう学んだのにインターネットと違っておかしいのではないかと、というところから真実を探っていくことも大事なかなと思う。そういう点ではそのままでもいいのかなとも思う。

**(「歴史」説明員)** 研究委員会の中で自由社の教科書の内容について、社会科教員からは大変内容には興味があるという意見があった。詳しいし高校の領域に係るところも入っている。2冊目に欲しいという声があった。ただ、入り口として中学生全体に教えるときにどうなのだというところがあり、総合的に考えた時に、帝国書院の方が子どもたちの関心を引き出しながらの授業をイメージしやすい。自由社は日本の立場、動きを見ていて、帝国書院は全体を客観的に見ているという意見があった。最初に中学生が関心をもち歴史に引き込んでいくという点で総合的には帝国書院、自由社は視点がおもしろいのでどこかで活用したいという印象だった。

**(袴田委員)** 研究委員会で総合的に見て帝国書院が良いと判断したのであればそれで良いと思う。

**(渡辺教育長)** 他に質疑がないようであれば、議案第25号「令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手多数)

**(渡辺教育長)** 挙手多数である。よって、議案第25号「令和4年度湖西市立中学校において使用する教科用図書の採択について」は原案のとおり承認された。

**(渡辺教育長)** 最後に、本日配布した「別冊 教科用図書採択資料」と「令和3年度教科書調査研究報告書」「令和2年度教科書調査研究報告書」は、この後、回収させていただき、事務局で処分させていただく。また、本日の決定事項については、採択期限が8月31日となっているので、それまでは口外しないようお願いする。本日の議事録についても、教科用図書の採択期限である8月31日を過ぎた後に公表することとする。ここで、暫時休憩とする。

(教科用採択資料の回収・説明員退席・傍聴者入室)

午後2時55分休憩

午後3時5分再開

**(渡辺教育長)** 休憩を解いて会議を再開する。議案第26号「湖西市いじめ問題調査委員会規則の制定について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第26号「湖西市いじめ問題調査委員会規則の制定について」、湖西市いじめ問題調査委員会規則を別紙のとおり制定したいので承認を求める。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この委員会は、いじめ対策防止推進法第28条第1項の規定する重大事態が発生した場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものある。委員については、5名以内で組織することになっており、その任期は2年になっている。委員は、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者などから教育委員会が委嘱することになっている。会議は、原則、非公開とし、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明もしくは意見を聞く、又は、資料の提出を求めることができるとしている。また、調査を終了した後、市長及び教育委員会に調査結果を報告するものとしている。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(佐原委員)** 問題が起きたときに委員会を組織するのか。

**(学校教育課長)** 重大事態が発生したときに組織する。その重大事態の定義は、いじめによる長期にわたる欠席、いじめによって生命・生活が脅かされる、そういったことが保護者や当該児童生徒から申出があった場合には、これを重大事態として対応しなければならないとして第28条第1項に掲げられている。したがって、それについて申出があれば対応しなければならないところである。湖西市では、いじめに対するガイドラインや指針はできているが、規則はできていないため今回制定した。

**(袴田委員)** 重大事態が起きたときに組織するという事なので、そこから組織するのは時間がかかってしまうのではないかと思う。最初から組織しておいて、すぐに動けるような体制にしておいた方が良いのではないかと思う。

**(学校教育課長)** 常時委員会として機能していればそれに越したことはないが、なかなかそこになにもないのに、委員の時間を制約してしまうのはどうなのかと考えている。法律でも重大事態が発生したときにとあるので、湖西市にもそれに従って対応しようと考えている。

**(袴田委員)** 他の市町はどうか。

**(学校教育課長)** 基本は他市町も同じだが、磐田市は年2回、調査委員会協議会のようなものを開いており、指定した委員は何もなくても協議会に参加していただいていると聞いている。それ以外は湖西市と同じである。

**(渡辺教育長)** 他に質疑がないようであれば、議案第26号「湖西市いじめ問題調査委員会規則の制定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第26号「湖西市いじめ問題調査委員会規則の制定について」は原案のとおり承認された。

**(渡辺教育長)** 続いて、議案第27号「湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 議案第27号「湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について」、湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和3年7月28日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この改正は、字句の訂正をお願いするものである。内容については新旧対照表のとおりである。

以上。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

**(渡辺教育長)** 他に質疑がないようであれば、議案第27号「湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(渡辺教育長)** 挙手全員である。よって、議案第27号「湖西市社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について」は原案のとおり承認された。

---

**(渡辺教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和3年7月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会          午後3時40分終了